

令和 8 年度地域間幹線系統確保維持計画の変更（案）について

1 計画変更の概要

- 令和 7 年 6 月に燕・弥彦地域公共交通会議において、地域間幹線系統として、国及び県の補助対象と位置付けたバス路線について、令和 8 年 4 月 1 日に予定している経路改定実施に伴う計画変更（計画運行回数および計画実車走行キロ）を行うものです。

2 変更理由

- 令和 8 年 4 月 1 日予定の経路改定実施に伴い、運行計画を変更するため。

変更予定日	運行事業者等	申請番号	運行系統名	変更の内容
R8. 4. 1～	越佐観光バス(株)	1	長辰～燕三条駅	路線改定実施に伴う計画運行回数および計画実車走行キロの変更

3 添付資料

①地域公共交通計画別紙（令和 8 年度）変更案 今回の変更に係る、広域的・幹線的生活交通路線の運行計画案
②表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 計画により維持されるバス路線の概要及び予定補助額
③表 2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 計画により維持されるバス路線の詳細及び予定補助額の算定基礎
④路線図・時刻表

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																			
(変更なし)																			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																			
(1) 事業の目標																			
(変更なし)																			
(2) 事業の効果																			
(変更なし)																			
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体																			
(変更なし)																			
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者																			
<p>【表1の概要】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業者数</th> <th>系統数</th> <th>国庫補助申請額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R8年度補助 (R7.10~R8.9運行)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6,627 (6,574)</td> </tr> <tr> <td>R9年度補助 (R8.10~R9.9運行)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6,627 (6,574)</td> </tr> <tr> <td>R10年度補助 (R9.10~R10.9運行)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6,627 (6,574)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※括弧内は変更前</p>					事業者数	系統数	国庫補助申請額	R8年度補助 (R7.10~R8.9運行)	2	2	6,627 (6,574)	R9年度補助 (R8.10~R9.9運行)	2	2	6,627 (6,574)	R10年度補助 (R9.10~R10.9運行)	2	2	6,627 (6,574)
	事業者数	系統数	国庫補助申請額																
R8年度補助 (R7.10~R8.9運行)	2	2	6,627 (6,574)																
R9年度補助 (R8.10~R9.9運行)	2	2	6,627 (6,574)																
R10年度補助 (R9.10~R10.9運行)	2	2	6,627 (6,574)																
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額																			
表2 (地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額)を添付																			
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法																			
(変更なし)																			
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要																			
【地域間幹線系統のみ】																			
(変更なし)																			

<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>(変更なし)</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>(変更なし)</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>(変更なし)</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(変更なし)</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>(変更なし)</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>(変更なし)</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(変更なし)</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(変更なし)</p>

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(変更なし)
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(変更なし)
(2) 事業の効果
(変更なし)
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(変更なし)
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月21日(令和6年度第2回) 地域公共交通計画(別紙)について承認 ・ 令和7年6月26日(令和7年度第2回) 地域公共交通計画(別紙)について承認 ・ 令和8年2月(令和7年度第4回) 地域公共交通計画(別紙)について協議(書面)
19. 利用者等の意見の反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月21日の会議の結果、特になし ・ 令和7年6月26日の会議の結果、特になし ・ 令和8年2月実施の書面協議の結果を記載

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県燕市吉田西太田1934番地

(所 属) 燕市都市整備部都市計画課

(氏 名) 樋口 大士

服部 健太

(電 話) 0256-77-8263

(e-mail) toshikei@city.tsubame.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

②表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円) 【変更後】	特例措置
燕市	越佐観光バス(株)	(1) 長辰～燕三条駅	5,826	5,879	
	事業者計 系統		5,826	5,879	
	越後交通(株)	(E2) 長岡～分水	748	748	
	事業者計 系統		748	748	
合 計			6,574	6,627	

- (注)
1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
 2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

③表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名		令和8年度
※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略		

1. 申請事業者の概要

(1) 基準期間: R6年度実績 (R5.10.1~R6.9.30)

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	23,005 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	23,005 千円
	営業費用	58,509 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	58,509 千円
	営業損益	△ 35,504 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 35,504 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	164,475.0 km				経常収支率	39.32 %

(2) 基準期間の前年度: R5年度実績 (R4.10.1~R5.9.30)

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	21,238 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	21,238 千円
	営業費用	51,853 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	51,853 千円
	営業損益	▲ 30,615 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 30,615 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	146,644.0 km				経常収支率	40.95 %

(3) 基準期間の前々年度: R4年度実績 (R3.10.1~R4.9.30)

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	19,725 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	19,725 千円
	営業費用	39,972 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	39,972 千円
	営業損益	▲ 20,247 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 20,247 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	146,043.0 km				経常収支率	49.34 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	273円.70銭	353円.59銭	355円.73銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	327円67銭	368円05銭	327円67銭	139円86銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他系統との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ラ	
				起点	主な経由地	終点					往	復	往	復		往	復	往	復	往	復			往
羽越	1(旧)		長辰～燕三条駅	長辰	吉田駅	燕三条駅	240 日	1680.0 (7.0) 回	4.0	28.0人	往 34.0km (平均)	復 34.0km	往 0.0km (平均)	復 0.0km	0.000	往 0.0km (平均)	復 0.0km	往 0.0km (平均)	復 0.0km	往 0.0km (平均)	復 0.0km	0.000	%	100.000
羽越	1(新)		長辰～燕三条駅	長辰	吉田駅	燕三条駅	240 日	1560.0 (6.5) 回	4.0	26.0人	往 0.0km	復 0.0km	往 0.0km	復 0.0km	0.000	往 0.0km	復 0.0km	往 0.0km	復 0.0km	往 0.0km	復 0.0km	0.000	%	100.000

(2) 補助対象経費の算定

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ラ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	(d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益ヤ"	実車走行キロマ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'"÷マ'"=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f
羽越	1(旧)		100.000%	110,640.0km	36,253,408 円	28円.22銭	2,294,700 円	80,919.0 km	28円.35銭	2,382,500 円	81,252.0 km	29円.32銭	2,684,000 円	99,351.0 km	27円.01銭	3,122,260 円	33,131,148 円	16,314,033 円	16,314,033 円
羽越	1(新)		100.000%	103,680.0km	33,972,825 円	28円.22銭	2,294,700 円	80,919.0 km	28円.35銭	2,382,500 円	81,252.0 km	29円.32銭	2,684,000 円	99,351.0 km	27円.01銭	2,925,849 円	31,046,976 円	15,287,771 円	15,287,771 円

(3) 負担者及び負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソ×ラ=ツ	ソ×ワ'=ニツ'	ソ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1(旧)		16,314,033 円	16,314,033 円	11,652,880 円	11,652千円	5,826.0千円	33,131,148 円	27,305,148 円	5,826,000 円	21.3%	16,817,115 円	61.6%	0 円	0.0%	4,662,033 円	17.1%	
羽越	1(新)		15,287,771 円	15,287,771 円	11,759,823 円	11,759千円	5,879.5千円	31,046,976 円	25,167,476 円	5,879,500 円	23.4%	15,759,205 円	62.6%	0 円	0.0%	3,528,771 円	14.0%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（'）に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいひ、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）-補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（又））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ホ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額から左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

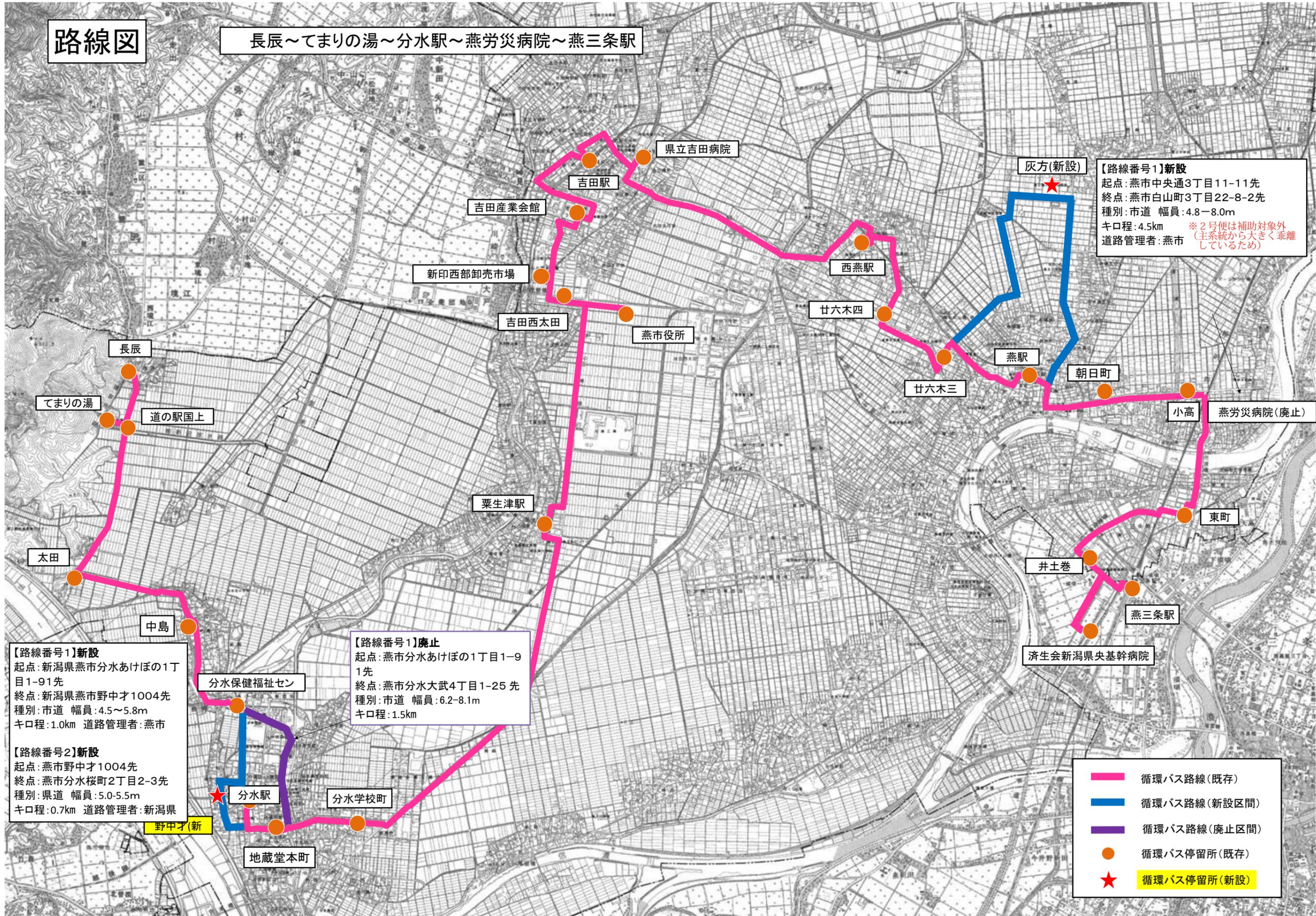
(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1—5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1—5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

燕市循環バス「スワロー号」

路線図

長辰～てまりの湯～分水駅～燕労災病院～燕三条駅



【路線番号1】新設
 起点: 燕市中央通3丁目11-11先
 終点: 燕市白山町3丁目22-8-2先
 種別: 市道 幅員: 4.8-8.0m
 キロ程: 4.5km ※2号便は補助対象外
 道路管理者: 燕市 (主系統から大きく乖離しているため)

【路線番号1】新設
 起点: 新潟県燕市分水あけぼの1丁目1-91先
 終点: 新潟県燕市野中才1004先
 種別: 市道 幅員: 4.5-5.8m
 キロ程: 1.0km 道路管理者: 燕市

【路線番号1】廃止
 起点: 燕市分水あけぼの1丁目1-91先
 終点: 燕市分水大武4丁目1-25先
 種別: 市道 幅員: 6.2-8.1m
 キロ程: 1.5km

【路線番号2】新設
 起点: 燕市野中才1004先
 終点: 燕市分水桜町2丁目2-3先
 種別: 県道 幅員: 5.0-5.5m
 キロ程: 0.7km 道路管理者: 新潟県

- 循環バス路線(既存)
- 循環バス路線(新設区間)
- 循環バス路線(廃止区間)
- 循環バス停留所(既存)
- ★ 循環バス停留所(新設)

野中才(新)

燕市循環バス「スワロー号」時刻表

料 金 100円/回 (小学生以下は無料)

運行日 月曜日～金曜日
 祝日(振替日)、年末年始(12/29～1/3)は運行しません。

赤字：改正箇所
 令和8年4月1日改正

停留所	1号	3号	5号	7号	9号	11号	13号
1 長辰(発)	-	8:41	10:09	11:39	13:09	14:39	16:09
2 てまりの湯※	-	↓	10:11	11:41	13:11	14:41	16:11
3 道の駅国上	-	↓	10:12	11:42	13:12	14:42	16:12
4 太田	-	8:45	10:15	11:45	13:15	14:45	16:15
5 中島(農協前)	-	8:48	10:18	11:48	13:18	14:48	16:18
6 分水健康福祉プラザ	7:21	8:51	10:21	11:51	13:21	14:51	16:21
7 野中才	7:24	8:54	10:24	11:54	13:24	14:54	16:24
8 分水駅	7:27	8:57	10:27	11:57	13:27	14:57	16:27
9 地藏堂本町二丁目	7:29	8:59	10:29	11:59	13:29	14:59	16:29
10 分水学校町(ドラッグトップス分水店前)	7:31	9:01	10:31	12:01	13:31	15:01	16:31
11 粟生津駅	7:39	9:09	10:39	12:09	13:39	15:09	16:39
12 燕市役所	7:45	9:15	10:45	12:15	13:45	15:15	16:45
13 吉田西太田(ウオロク吉田店前)	7:48	9:18	10:48	12:18	13:48	15:18	16:48
14 新印西部卸売市場	7:50	9:20	10:50	12:20	13:50	15:20	16:50
15 吉田産業会館	7:54	9:24	10:54	12:24	13:54	15:24	16:54
16 吉田駅	8:00	9:30	11:00	12:30	14:00	15:30	17:00
17 県立吉田病院	8:05	9:35	11:05	12:35	14:05	15:35	17:05
18 西燕駅	8:14	9:44	11:14	12:44	14:14	15:44	17:14
19 廿六木四(協栄信用組合本店東側)	8:17	9:47	11:17	12:47	14:17	15:47	17:17
20 廿六木三	8:20	9:50	11:20	12:50	14:20	15:50	17:20
21 灰方	-	-	-	-	-	-	-
22 燕駅	8:25	9:55	11:25	12:55	14:25	15:55	17:25
23 朝日町(明道メタル前)	8:28	9:58	11:28	12:58	14:28	15:58	17:28
24 小高	8:30	10:00	11:30	13:00	14:30	16:00	17:30
25 東町(チャレンジャー燕三条店前)	8:34	10:04	11:34	13:04	14:34	16:04	17:34
26 井土巻(イオン県央店前)	8:38	10:08	11:38	13:08	14:38	16:08	17:38
27 済生会新潟県央基幹病院	8:42	10:12	11:42	13:12	14:42	16:12	17:42
28 燕三条駅(着)	8:46	10:16	11:46	13:16	14:46	16:16	17:46

停留所	2号	4号	6号	8号	10号	12号	14号
28 燕三条駅(発)	7:39	9:14	10:44	12:14	13:44	15:14	16:39
27 済生会新潟県央基幹病院	7:43	9:18	10:48	12:18	13:48	15:18	16:43
26 井土巻(イオン県央店前)	7:47	9:22	10:52	12:22	13:52	15:22	16:47
25 東町(チャレンジャー燕三条店前)	7:51	9:26	10:56	12:26	13:56	15:26	16:51
24 小高	7:55	9:30	11:00	12:30	14:00	15:30	16:55
23 朝日町(明道メタル前)	7:57	9:32	11:02	12:32	14:02	15:32	16:57
22 燕駅	8:00	9:35	11:05	12:35	14:05	15:35	17:00
21 灰方	8:06	-	-	-	-	-	-
20 廿六木三	8:12	9:40	11:10	12:40	14:10	15:40	17:05
19 廿六木四(協栄信用組合本店東側)	8:15	9:43	11:13	12:43	14:13	15:43	17:08
18 西燕駅	8:18	9:46	11:16	12:46	14:16	15:46	17:11
17 県立吉田病院	8:27	9:55	11:25	12:55	14:25	15:55	17:20
16 吉田駅	8:32	10:00	11:30	13:00	14:30	16:00	17:25
15 吉田産業会館	8:38	10:06	11:36	13:06	14:36	16:06	17:31
14 新印西部卸売市場	8:42	10:10	11:40	13:10	14:40	16:10	17:35
13 吉田西太田(ウオロク吉田店前)	8:44	10:12	11:42	13:12	14:42	16:12	17:37
12 燕市役所	8:47	10:15	11:45	13:15	14:45	16:15	17:40
11 粟生津駅	8:53	10:21	11:51	13:21	14:51	16:21	17:46
10 分水学校町(ドラッグトップス分水店前)	9:01	10:29	11:59	13:29	14:59	16:29	17:54
9 地藏堂本町二丁目	9:03	10:31	12:01	13:31	15:01	16:31	17:56
8 分水駅	9:05	10:33	12:03	13:33	15:03	16:33	17:58
7 野中才	9:08	10:36	12:06	13:36	15:06	16:36	18:01
6 分水健康福祉プラザ	9:11	10:39	12:09	13:39	15:09	16:39	18:04
5 中島(農協前)	-	10:42	12:12	13:42	15:12	16:42	-
4 太田	-	10:45	12:15	13:45	15:15	16:45	-
3 道の駅国上	-	10:48	12:18	13:48	15:18	16:48	-
2 てまりの湯※	-	10:49	12:19	13:49	15:19	16:49	-
1 長辰(着)	-	10:51	12:21	13:51	15:21	16:51	-

※「てまりの湯」休館日(第2・第4月曜日。月曜日が祝日の場合は翌日)は、「てまりの湯」には停車しません。

●運行事業者 越佐観光バス TEL 0256-98-5000
 ●お問い合わせ 燕市都市計画課 TEL 0256-77-8263(直通)